

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業
 対話(第二次)に対する回答書

NO.	タイトル	対話の内容	対話結果
1	吊物機構設備について	<p>要求水準書 別紙12諸室整理票の吊物機構設備について、多目的ホール、大会議室、中会議室の各部屋に「照明用トラス」および「音響用トラス」を設置することとなっておりますが、必要以上の機構設備を設置することは維持管理の負担が増すことにも繋がります。「トラス」に限定せず、各部屋で想定される利用形態を満足する照明機器および音響機器の設置が可能な機構を設けることでよろしいでしょうか。</p>	<p>既存施設の大会議室にトラスは整備されておりましたが、要求水準書別紙12諸室整理票に示す多目的ホール及び大会議室の主な利用イメージに対応するため、20街区MICE施設においては、要求水準書どおりの整備を求めます。 中会議室は、大規模な演出を伴う利用は少ないと考えられるため、音響用トラスおよび照明用トラスは、機器を吊るすことが可能な電動昇降式装置(バトン)であれば、トラスには限定しません。</p>